

# 障害児支援について（1）

## －障害児通所支援について－

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室

## 現状・課題

- 障害児支援については、平成24年施行の児童福祉法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた障害児の給付体系が通所・入所の利用形態別に一元化されるとともに、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援が創設された。その後、平成30年施行の児童福祉法改正において、保育所等訪問支援の対象が乳児院及び児童養護施設に拡大されるとともに、居宅訪問型児童発達支援が創設された。

### <児童発達支援センター>

- 「児童発達支援センター」は、児童福祉法上、単に「日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練（及び治療）」を提供する施設と位置付けられており、一般の児童発達支援事業所との役割・機能の違いが分けられていない。「児童発達支援センター」として果たすべき機能が明確になっておらず、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担も明確でない。

- また、平成24年に、①障害の重複化に対応し、②身近な地域で支援を受けられるようにすることを目指し、障害種別による区分をなくし、障害児通所支援の一元化が行われたが、一部に併設の医療機関（診療所）の医療を併せて実施している実態があること等を考慮し、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分け、障害種別による類型が残された。

### <児童発達支援・放課後等デイサービス>

- 児童発達支援・放課後等デイサービスについては、平成24年の制度再編以降、サービス量が大きく拡大している。この背景には、①事業所の整備が進んだことにより、従来対応できてこなかったニーズに対応できるようになってきた側面に加え、②発達障害の認知の広がりにより、従来、障害と認識されずに育てづらさ・生きづらさを抱えていた対象者が発達支援につながるようになってきた側面や、③女性の就業率の上昇に伴う預かりニーズの増加の側面があると考えられる。

- 一方で、児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて行っている支援には、①1対1、またはごく少人数の児に対して、一定時間、専門職等がリハビリテーション等の個別支援を行うもの、②一定数の児に対して、複数の職員配置を行いながら、設定遊び等の集団行動を通じた支援を行うもの、③実態上、安全な預かりの役割を担っているもの等が混在しており、それらが、一律の報酬単価となっている。そのため、手間や専門性をかけない支援が利益を産む状況となっており、障害児に適切な発達支援を提供する環境整備の妨げとなっているとの指摘がある。

- 女性の就業率の上昇とともに保護者の就労に伴う長時間の利用ニーズは高まっていると考えられるが、これを踏まえた児童発達支援や放課後等デイサービスにおける対応については、自治体に委ねられ、居住市町村により対応が異なっている。
- 近年の発達障害の認知の広がりにより、従来は、障害と認識されずに一般施策（保育所・放課後児童クラブ・放課後子ども教室等）で受け止められてきた発達障害児について、その間に、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）の事業所数の大幅な拡大があったことも相まって、選択肢として一般施策への通所が検討されづらくなっているという指摘もある。  
また、一般施策への通所を希望しても、現在抱えている行動上の課題等から、専門的な発達支援を受けながらでなければ、移行・定着が難しいケースもある。
- また、障害児の状態像は、市町村による「5領域11項目」の調査において、日常生活動作の介助の必要度（全介助・一部介助）と行動上の課題のみを基に判断され、提供すべき発達支援の種類・必要量等は調査・勘案されず、給付決定の「日数」のみが決定されている。  
このため、保護者が選択した事業所（複数事業所を併用する場合も多く、その場合はそれぞれの事業所）のスタイルによって、提供する発達支援の種類・量が決定づけられているとの指摘もある。
- また、放課後等デイサービスについては、現行制度では「学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること」とされている。  
平成30年地方分権改革推進提案において、放課後等デイサービスの利用対象について、現行の「学校」に加え、専修学校に通う児童を対象とするよう提案が出されている。これについては、令和2年11月の第102回障害者部会において、放課後等デイサービスが果たすべき役割等、制度のあり方を検討する中で、本論点についても検討すべきとしたところ。

## 検討事項（論点）

- 障害児通所支援の在り方についてどう考えるか。特に、昨今の状況変化（女性の就労率の上昇等）や、インクルージョンの観点も踏まえ、放課後等デイサービス・児童発達支援等がそれぞれ担うべき役割・機能をどう考えるか。

### <論点>

- ・ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの役割・機能の在り方
- ・ 障害児通所の支給決定の在り方（現行の調査内容・支給決定の課題を踏まえた検討）

※ 「障害児通所支援の在り方に関する検討会」を8回開催し、児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービスの論点、インクルージョンの推進（保育所等訪問支援を含む）、給付決定の在り方、事業所指定の在り方等について検討が進められ、第8回検討会（10月13日）において報告書（案）が議論された。

## 検討の方向性

### 1. 制度的な対応について

#### (1) 児童発達支援センターについて

○ 児童発達支援センターについては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第116号）において、地域における中核的な支援施設と位置付けられているものの、児童福祉法においては児童発達支援を行う施設の一つとして規定され、基準省令や報酬告示等においても、当該センター以外の施設との役割・機能の違いが明確でないため、多様な障害等への専門的機能を強化し、児童発達支援事業所等に対する助言その他の援助を行う機関として、以下のような機能・役割を担うべきであることを明確化することとしてはどうか。

#### ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

重度の障害や重複する障害のある児童や、要支援・要保護児童等の様々な課題を抱える障害児・家族に対し、必要な支援が提供できるよう、多様な専門職の配置等により幅広い高度な専門性を確保すること。

#### ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所に対し、専門性の高い支援を必要とする障害児（及び家族）の支援に関して、アセスメントや個別支援計画の作成、具体的支援方法等に関する専門的な助言を行うこと。

#### ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能

地域におけるインクルーシブな子育て支援を推進するため、「保育所等訪問支援」として、保育所・幼稚園や放課後児童クラブ、児童養護施設等（以下「保育所等」）に対する障害児（及び家族）の支援に関する専門的支援・助言を行うこと。

#### ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

「気づき」の段階を含めた地域の多様な障害児（及び家族）に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすとともに、特定プログラムによる支援のニーズのある障害児に対する多領域にまたがる支援内容全体のコーディネート機能を果たすこと。

また、こうした役割・機能を総合的に果たすため、「児童発達支援センター」は、「保育所等訪問支援」や「障害児相談支援事業」としての指定を併せて有することを原則とする方向で検討していくことが考えられるがどうか。

## 検討の方向性

- 障害児が通所し、日常生活における基本的な動作の指導等の療育を行う事業である「児童発達支援」については、障害児全般を対象とする「福祉型」と、肢体不自由児のみを対象とする「医療型」の2類型が設けられているが、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにするという障害児通所支援の理念を更に進めるため、「福祉型」と「医療型」に区別せず一元化する方向とし、全ての児童発達支援事業所において肢体不自由児以外も含めた障害児全般に対する支援を行うこととしてはどうか。

### (2) 放課後等デイサービスについて

- 放課後等デイサービスの対象の範囲については、義務教育終了後の年齢層（15～17歳）にあっても、高校ではなく、専修学校・各種学校へ通学している障害児も現にあり、そうした子ども達の中には、学校終了後や休日に発達支援を特段に必要とせず自立的に過ごすことができる場合もあれば、障害の状態・発達段階や家庭環境等により発達支援を必要とする場合もある。

こうした現状を踏まえれば、専修学校・各種学校へ通学している障害児であっても、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を特に必要とするものとして、市町村長が認める場合については、放課後等デイサービスの給付決定を行うことを可能とする方向で検討することとしてはどうか。

その際は、様々な観点からのアセスメントが必要となること等を踏まえれば、相談支援の関与の必要性や、発達支援の必要性判断のためのアセスメント指標等を併せて検討していくことが考えられるがどうか。

また、放課後等デイサービスと通学先である専修学校・各種学校との連携の在り方についても併せて検討が考えられるがどうか。

### 2 次期報酬改定等に向けた対応について

#### (1) 児童発達支援事業の役割・機能・在り方について

- 児童発達支援の役割・支援内容等については、ガイドラインにおいて、4つの役割（本人支援・移行支援・家族支援・地域支援）を定めた上で、本人支援については5領域の支援（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）を行うこととし、総合的な支援が定められてきた。  
また、特に本人支援に関しては、障害児の「個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じ」た5領域をカバーする支援が本来の支援の在り方として想定されている。  
一方、現状のサービス提供の実態を見てみると、5領域を必ずしもカバーせず一部のプログラムに特化した事業所が存在し、個々の子どもの状態等に対するアセスメントが十分ない中で、利用する事業所の得意とする支援に偏ってしまう点が懸念される。
- 児童発達支援の在り方としては、特定領域の支援のみを提供するのではなく、アセスメント及び個別支援計画の策定プロセスの中から個々の障害児の状態・発達過程・特性等に応じた日々の支援の中で、5領域全体をカバーした上で、特に重点を置くべき支援内容を決めていく「総合支援型」(仮称)を基本型とする方向で検討することとしてはどうか。  
その上で、特定領域のプログラムに特化した支援のみを行う事業所の場合であっても、専門性の高い有効な発達支援（理学療法、作業療法、言語療法等）については、「特定プログラム特化型」(仮称)の児童発達支援として位置付ける方向で検討することとしてはどうか。なお、医療的ケア児に対する看護師による医療的ケアの提供は、児童発達支援の提供に際して不可欠なものとして、引き続き提供できるよう考慮することが考えられるかどうか。
- 一方、見守りだけで個々の障害児に応じた発達支援がなされていない場合に加え、学習塾のような学習支援のみとなっている、ピアノや絵画のみの指導となっている等、必ずしも障害特性に応じた専門性の高い有効な発達支援と判断できない場合や、サービス提供内容からみて、障害のない子どもであれば私費で負担している実態にあるような内容については、公費により負担する障害児通所支援の内容として相応しいとは言えないと考えられるかどうか。〔後述の放課後等デイサービスについても同様〕

## 検討の方向性

- さらに、障害児の生活の主軸が、児童発達支援にある場合と、保育所や幼稚園等にある場合（併行通園がされていて、児童発達支援はスポット的な利用である場合）があるが、両者では、自ずと一日当たりの支援時間が大きく異なる。

また、児童発達支援は、あくまで障害のある子どもに対し、必要な発達支援を行うためのサービスであるが、同時に、子の障害の有無に関わらず、親の就労を支える社会としていく観点からは、就労により支援時間が長くならざるを得ない障害児が適切に発達支援を受けられるようにすることが必要と考えられる。

こうした支援時間の長短（親の就労に対応するための時間も含む）が適切に評価されるよう検討することとしてはどうか。 [後述の放課後等デイサービスについても同様]

### （２）放課後等デイサービスの役割・機能・在り方について

- 「放課後等デイサービスガイドライン」は、「児童発達支援ガイドライン」や「放課後児童クラブ運営指針」と比較し、学齢期の障害児の発達支援（本人支援）の内容が十分に示されていない面があるため、ガイドラインの見直しが必要と考えられる。

その際は、「児童発達支援ガイドライン」において示している本人支援における5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）は一定の共通性を持つと考えられる。その上で、放課後等デイサービスの対象が学童期・思春期であるという点も踏まえ、この時期の発達支援に重要な要素である「自己肯定感」「達成感」「仲間形成」「孤立の防止」などを盛り込んでいくことが考えられるがどうか。

また、放課後等デイサービスは小学生から高校生まで幅広い年代の障害児が利用するところ、支援の目的や支援内容については、小学生（低学年）・小学生（高学年）・中学生・高校生の4段階に分けて検討していくことが適切と考えられる。その上で、地域という単位の中で異年齢と関わりができることの大切さも考慮することが考えられるがどうか。

さらに、思春期等のそれぞれの発達段階での関わりの難しさ等を踏まえれば、放課後等デイサービスでも家族への支援をしっかりと位置付けることが考えられるがどうか。



## 検討の方向性

- 現行のガイドラインの基本活動に挙げる4つの活動について、ガイドライン創設時の議論では事業所単位では4つの活動の全てを行うこととされており、放課後等デイサービスにおいても、児童発達支援と同様に、基本活動を組み合わせた総合的な支援を本来の支援の在り方として想定してきた。一方、現状のサービス提供の実態を見てみると、児童発達支援と同様に、一部のプログラムに特化した事業所が存在し、個々の子どもの状態等に対するアセスメントが十分ない中で、利用する事業所の得意とする支援に偏ってしまう点が懸念される。

こうした点も踏まえ、放課後等デイサービスについても、児童発達支援と同様に、特定領域の支援のみを提供するのではなく、多領域の支援をカバーした上で、アセスメント及び個別支援計画の策定のプロセスの中で、個々の障害児の状態・発達過程・特性等に応じて、日々の支援の中で特に重点を置くべき支援内容を決めていく「総合支援型」(仮称)を基本型とする方向で検討することとしてはどうか。【児童発達支援と共通】

- その上で、特定領域のプログラムに特化した支援のみを行う事業所の場合であっても、専門性の高い有効な発達支援(理学療法、作業療法、言語療法等)については、「特定プログラム特化型」(仮称)の放課後等デイサービスとして位置付ける方向で検討することとしてはどうか。その際は、学童期・思春期といった放課後等デイサービスの対象年齢・発達段階に特有のプログラムとして考えられるものがあるかも合わせて検討することが考えられるがどうか。なお、医療的ケア児に対する看護師による医療的ケアの提供は、放課後等デイサービスの提供に際して不可欠なものとして、引き続き提供できるよう考慮することが考えられるがどうか。【児童発達支援と共通】

### (3) インクルージョンの推進について

(地域の中の役割分担・連携体制)

- インクルージョンの推進に関する地域の中の役割分担・連携体制として、
  - ・ 児童発達支援センターは、地域の中核機関として保育所等からの要請を受けて行う保育所等訪問支援を積極的に活用して、地域全体の一般施策側の後方支援を進め、
  - ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスの個々の事業所は、市町村や児童発達支援センター等と連携しつつ、自事業所に通所する個々の障害児について状態や希望を踏まえながら移行支援(併行通園等の事例提供・提案や実現・継続のサポート)を行っていくという方向性が考えられるがどうか。

## 検討の方向性

(児童発達支援事業や放課後等デイサービスにおけるインクルージョンの推進)

- 児童発達支援や放課後等デイサービスにおいて、個々の通所する障害児について移行支援（併行通園等の事例提供・提案や実現・継続のサポート）が効果的に実施されるようにするためには、保護者等の意向の把握から保育所等への定着支援に至る一連のプロセスについて、効果的な標準的手法としてまとめ、わかりやすく提示していくことが考えられるかどうか。

また、そうしたインクルージョン推進のための具体的なプロセスは、一定期間にわたり継続的に行われるものであることを踏まえ、適切な評価の在り方を検討していくことが考えられるかどうか。

- さらに、併行通園等の実現に関しては、市町村には、保育所等の関係者に向けて、インクルージョン推進の意義と保育所等訪問支援の目的・内容、児童発達支援事業や放課後等デイサービスによる移行前後のサポートの状況や好事例などの理解・普及を図ることなど、大きな役割が期待される。市町村との連携の在り方を含め、児童発達支援事業・放課後等デイサービスにおいてインクルージョンを推進するための具体的なプロセスについて整理・提示していくことが考えられるかどうか。

(保育所等訪問支援)

- 保育所等訪問支援については、障害者総合福祉推進事業により事業実施の参考となる手引書が作成され、保育所等訪問支援の支援内容等の詳細が自治体や事業所に示されているが、手引書の位置付けが必ずしも明確でないこともあり、個々の現場で浸透・準拠されているとは言えない現状があり、また、保育所等訪問支援の報酬については、個々の支援対象、時期、具体的な支援方法等の違いにより支援に要する時間や労力に相当な差異が生じると考えられるが、一律の報酬単価となっている。
- 保育所等訪問支援については、児童発達支援センターが地域のインクルージョンを推進する中核機関として果たす役割の重要性を勘案しつつ、個々の支援対象や時期、具体的な支援方法等の違いによる差異やタイムスタディ等の実態把握も踏まえ、改めてより適切な評価の在り方等を検討することが考えられるかどうか。
- また、保育所等訪問支援の手引書について通知に引き上げると共に、同手引き書において示している保育所等訪問支援の支援内容など支援の根幹に関わる重要部分については、運営基準等に位置付けるとともに、それらが適切に実施される報酬体系となるよう検討することが考えられるかどうか。

## 検討の方向性

- さらに、保育所等訪問支援は、基本的に、併行通園等の経験のない保育所等の通所先においても、支援を実践しながら理解・展開・汎化し、適切な支援を行うための経験と力量を向上させることを想定しているものである。このため、個々の支援対象施設等の状況を十分に踏まえつつ、支援の終了の目安となる標準的な期間の在り方についても、併せて検討することが考えられるかどうか。

(児童発達支援・放課後等デイサービスにおける障害児以外の児との一体的な支援)

- インクルージョンや地域共生社会の実現・推進等の観点からは、年少期より、障害の有無に関わらず、様々な遊びを通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合うことは、生涯にわたって記憶される貴重な経験となる。  
児童発達支援及び放課後等デイサービスの人員基準では、児童指導員及び保育士に専従規定を置いており、児童発達支援等を利用する障害児以外への支援はできないこととしているが、例えば、保育所と児童発達支援事業所が、一日の活動の中で、設定遊び等において子どもと一緒に過ごす時間を持ち、それぞれの人員基準以上の保育士等が混合して支援を行う等、一体的な支援を可能とする方向で検討することとしてはどうか。

(4) 障害児通所支援の給付決定の在り方について

- 5領域11項目の調査で把握できることは介助の有無、行動障害及び精神症状の頻度であり、給付決定においてどのような発達支援が障害児に必要なかを判定するためには十分とは言えないと考えられる。  
児童発達支援・放課後等デイサービスが、発達のまっただ中にある子どもの育ちを支援するものであることに鑑みれば、現在、進められている「児童発達支援・放課後等デイサービスの指標の在り方に関する研究」(令和3年度障害者総合福祉推進事業)の結果も踏まえ、介助の有無や行動上の課題のみならず、個々の障害児に特に必要とされる発達支援の内容等について十分に把握することができる指標を新たに設けていく方向で、検討を深めることが考えられるかどうか。  
その際は、子どもの育ちにくさ、学びにくさ、生活のしづらさ等の視点で、より適切に個々の障害児に必要とされる発達支援の領域・必要量等を把握しうる指標に見直していくことが考えられるかどうか。

## 検討の方向性

- その上で、新たな指標を基に、子どもの生活全体を捉えた上で、適切な給付決定が行われるよう、給付決定のプロセスを見直していくことが考えられるかどうか。  
特に、特定プログラム特化型（仮称）の支援に関しては、個々の障害児について、特定領域のみでなく、全体的な発達支援の必要性を十分に勘案できるよう、児童発達支援センター・相談支援事業所が適切にアセスメントを行い、複数事業所の併用等のコーディネートを行うことを給付決定のプロセスに組み込む方向で、検討を進めることが考えられるかどうか。
- 必要な発達支援をコーディネートしていく上で相談支援事業所の果たす役割は重要であるが、障害児の場合、セルフプラン率が依然として高い上に、成長・発達が著しくニーズの変化が大きい児童期であるにも関わらず、モニタリング頻度は「6ヶ月に一回」に集中している現状がある。  
相談支援事業所の果たす役割の重要性を踏まえ、相談支援を必要とする家庭が必要な相談につながるようにするとともに、市町村の給付決定において個々の障害児の状況に応じた適切なモニタリング頻度の設定が行われるよう、運用の徹底を進めることが考えられるかどうか。  
また、給付決定に関する自治体間の格差が大きい現状を踏まえ、新たな指標を運用していく際には、判断のバラツキが生じにくくなるよう、市町村職員向けのガイドライン等の整備も考えられるかどうか。

### （5）事業所指定の在り方について

- 指定基準を満たせば指定することが原則である中で、都道府県としても総量規制による指定拒否は慎重にならざるを得ない一方、できる限り障害児通所支援事業所の地域偏在やサービス不足・過剰をなくし、より身近な地域での整備・配置を促していくことも重要と考えられる。  
こうした観点から、都道府県の障害児福祉計画（及びその積み上げの基となる市町村の障害児福祉計画）において、保護者や子どもが居宅からより容易に移動することが可能な区域での事業所配置を意識し、より狭い圏域でも必要量を見込んでいく方向で、具体的な方法の検討を深めることが考えられるかどうか。  
これにより、広域でのサービス全体の必要量に達しない限り総量規制の対象とならず、事業所指定を検討する者との意見交換等を行いにくい現状を、より狭い圏域で必要量に達している場合でも近隣の他の圏域での事業所指定の検討を促すなど、地域偏在やサービス不足・過剰をできる限りなくする方向とすることに資すると考えられる。  
また、重症心身障害や医療的ケア等の支援が行き届きにくいニーズについては、障害児通所支援の全体の必要量とは別に、医療的ケアスコアの高い児童の受け入れを含め、そのニーズを十分見込み、整備を促していく方向で検討することが考えられるかどうか。

## 検討の方向性

- 一方、人口の分散状況等から、狭い圏域ではニーズがまとまらず、事業運営の安定性が確保できない地域も想定される。  
こうした点も踏まえ、具体的な方法の検討に際しては、
  - ・ 相対的に必要量が大きく充足しているサービス（例：放課後等デイサービス）については、より狭い圏域での必要量を基に総量規制の判断を行い
  - ・ 相対的に必要量は少ないが充足していないサービス（例：医療的ケアに対応する児童発達支援事業所等）については、より広域での必要量を基に、事業所の誘致等を働きかける等、複数の圏域を組み合わせて判断することも含め、検討を深めることが考えられるがどうか。

### (6) その他（支援の質の向上等）

- 障害児通所支援については、児童発達支援及び放課後等デイサービスのそれぞれのガイドラインで設定された自己評価票・保護者評価票について、改めて改善すべき点がないか見直した上で、現在、評価方法が任意とされている自己評価・保護者評価について、ガイドライン上の評価票の内容を最低限実施することとする等、運営基準等での位置付けを見直すことが有効と考えられるがどうか。
- また、児童発達支援センターにおいて、こうした各事業所における自己評価・保護者評価の結果を集約し、各事業所とともに、それぞれの事業所の強み・弱みを分析し、地域の事業所が互いの効果的な取組を学び合いながら、より良い支援の提供につなげていくことを後押ししていくことが効果的と考えられるがどうか。  
こうした自己評価・保護者評価の分析・検討の場には、子ども自身の目線をできる限り取り入れる観点から保護者の参画を検討するとともに、相談支援事業所や、保育所・学校等の地域の関係者等の参画を検討し、事業所・利用者・関係者がチームとして協力しながら、事業所の質を高めていく方向で、具体的な仕組みの検討を進めることが考えられるがどうか。

障害児通所支援は、平成24年度から約10年で事業所数等が飛躍的に増加。身近な地域で支援が受けられるようになった一方で、適切な運営や支援の質の確保等の課題があることから、障害児通所支援が担うべき役割や機能、対象者など、今後の障害児通所支援の在り方を検討。令和3年6月から計8回開催。7団体からのヒアリングも行い、報告書を取りまとめた。

### 構成員

秋山 千枝子	あきやま子どもクリニック院長・小児科医	北川 聡子	(公財)日本知的障害者福祉協会 副会長
○有村 大士	日本社会事業大学 准教授	末光 茂	(一社)全国重症心身障害日中活動支援協議会 会長
市川 宏伸	(一社)日本発達障害ネットワーク 理事長	高橋 朋生	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長
小川 陽	(特非)日本相談支援専門員協会 理事・政策委員長	田中 聡一郎	駒澤大学 准教授
小川 正洋	柏市保健福祉部 次長・障害福祉課 課長	又村 あおい	(一社)全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事・事務局長
◎柏女 霊峰	淑徳大学 教授	山川 雅洋	大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長
加藤 正仁	(一社)全国児童発達支援協議会 会長		
菊池 紀彦	三重大学 教授		

◎座長、○座長代理

(五十音順・敬称略)

### 障害児通所支援の利用の現状

- ◆ 平成26年度比で、児童発達支援は2.2倍・放課後等デイサービスは3.2倍(令和元年度)と、**他の社会保障給付費(医療・介護は1.1倍)と比較しても大きな伸び**。(発達障害の認知の社会的広がりや女性の就労率の上昇等が背景と考えられる。)
- ◆ 年齢別利用率では、5歳児で人口の3.7%。一方、通常学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に関する調査では、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」子どもは小学校で7.7%。**まだ顕在化していない支援ニーズがある可能性**。
- ◆ 一方、障害のある子どもにとって、児童期から適切な発達支援を受けて成長していくことは、**安心感や自尊心等を育むことで持てる能力の発揮に着実に貢献し、成人後の生きづらさの軽減や予防に繋がるもの**であり、社会全体から見ても大きな意義がある。

**障害児通所支援が提供する発達支援の質を上げていくことが重要**

### 今後の検討に向けた基本的な考え方

障害児本人の最善の利益の保障、家族支援の重視、インクルージョンの推進等の、**これまでの障害児支援に係る検討の基本理念に引き続き立脚**。その上で、以下の基本的な考え方に立って、障害児通所支援の検討を進める必要。

- ◆ **障害のある子ども達の自己肯定感を高め、多様性が尊重される中でその子らしさが発揮されるような支援が重要な役割**。
- ◆ 障害児も同じ「子ども」であり、**障害児施策と子育て施策を、連続線上のものとして考えていく必要**。
- ◆ **保護者支援**として、障害を含めその子のありのままを肯定していくプロセスや、成長・発達過程で様々な葛藤に直面する保護者をしっかりサポートすることも障害児通所支援の大切な役割。

## 1. 児童発達支援センターの在り方

- センターが果たすべき役割・機能が明確でない現状を踏まえ、**地域の中核的な支援機関として①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョン推進の中核機能、④発達支援の入口としての相談機能を制度上明確化し、これらの発揮が促される報酬体系等としていく。**
- 平成24年改正により、身近な地域で支援を受けられるよう、従来の障害種別ごとの体系を一元化したが、センターは「福祉型」「医療型」と障害種別で通所先が分かれ身近なセンターが利用できない状況が残っていること、また、保育士等の配置が少なく「遊び」を通じた発達支援が十分できない現状を踏まえ、**障害種別に関わらず身近な地域で必要な発達支援が受けられるよう、「福祉型」「医療型」を一元化する方向で必要な制度等を手当。**  
 ※ 必要な専門性は、センターとして共通的に多様な専門職の配置等を進めることにより確保。

## 2. 児童発達支援・放課後等デイサービスの役割・機能の在り方

- 児童発達支援・放課後等デイサービスには、総合的な発達支援、特定プログラムに特化した支援等、支援内容・提供時間も様々となっており、中には学習塾や習い事に類似した支援もみられる。  
 ⇒ 次期報酬改定に向け、**発達支援の類型に応じた人員基準・報酬の在り方を検討し、支援時間の長短（親の就労対応も含む）が適切に評価されるよう検討。**（発達支援として相応しいサービス提供がなされるよう、運営基準等の見直しを検討。）
- 放課後等デイサービスについては、**専修学校・各種学校に通学する障害児も発達支援が必要と市町村長が特に認める場合は対象とする方向で検討。**

## 3. インクルージョンの推進

- 児童発達支援事業所・放課後等デイサービスにおいて、**保育所等への移行支援が進むよう、効果的な標準的手法を提示していくとともに、適切な報酬上の評価を検討。**
- **保育所等訪問支援**については、センターが実施する場合の中核機能としての重要性を勘案しつつ、**支援対象・方法等の違い等も踏まえ、適切な評価の在り方等を検討。**
- 児童発達支援等と保育所等で、**障害の有無に関わらず、一体的な子どもの支援**を可能とする方向で、必要な見直し・留意点等を検討。

## 4. その他（給付決定、事業所指定、地域連携）

- 給付決定で勘案する障害児の状態の調査指標（いわゆる「5領域11項目」。日常生活動作の介助の必要度が中心）では、障害児に必要な発達支援のコーディネートが困難であることから、**当該調査指標や、給付決定プロセスを見直し**（一部類型はセンター・相談支援事業所のアセスメントを組込む等）。
- 事業所の指定（総量規制の判断）に当たって、管内における偏在の解消、重症心身障害・医療的ケア等に対応した事業所の不足等を解消するため、**障害児福祉計画における給付量の見込みに当たり、より狭い圏域や、支援が行き届きにくいニーズに着眼した見込み方を検討。**
- **地域の障害児通所支援全体の質の底上げに向け、センターが地域の中核となつて、①地域の事業所に対する研修や支援困難事例の共有・検討、②市町村や自立支援協議会との連携、③各事業所の自己評価・保護者評価の結果の集約を通じた事業所の強み・弱みの分析・改善（地域の関係者等も参画）、④事業所の互いの効果的な取組の学び合い等**の取組みを進める方向で検討。

# 障害児通所支援の在り方に関する検討会

## 1. 趣旨

- 平成24年4月施行の児童福祉法改正等により、障害児支援の体系の再編・一元化が行われた。これにより、身近な地域で障害児支援が受けられるようになったものの、昨今の状況の変化（発達障害の認知の広がりや女性の就労率の上昇等）などから、この10年間で障害児通所支援の利用者数が増加している。こうした中、適切な運営や支援の質の確保が喫緊の課題となっている。一方で、障害のある児童のインクルージョン（社会的包摂）が十分に進展してきたとは必ずしも言えない状況にある。
- これらの現状も踏まえ、改めて、障害児通所支援が担うべき役割や機能、対象者など、今後の障害児通所支援の在り方について検討するため、「障害児通所支援の在り方に関する検討会」を開催する。

## 2. 検討事項

- 障害児通所支援の在り方について

## 3. スケジュール

### 第1回検討会（令和3年6月14日）

- 主な検討課題、今後の検討の進め方等
- 障害児通所支援の現状等
- 児童発達支援センターの現状と課題①

### 第2回検討会（令和3年7月5日）

- 団体ヒアリング①
- 児童発達支援センターの現状と課題②
- 児童発達支援事業の現状と課題

### 第3回検討会（令和3年7月15日）

- 団体ヒアリング②
- 放課後等デイサービスの現状と課題

### 第4回検討会（令和3年8月12日）

- 放課後等デイサービスの対象範囲の拡大
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスの役割・支援内容等

### 第5回検討会（令和3年8月27日）

- インクルージョンの推進
- 給付決定

### 第6回検討会（令和3年9月15日）

- 事業所指定の在り方
- 報告書骨子（案）

### 第7回検討会（令和3年9月29日）

- 報告書（素案）

### 第8回検討会（令和3年10月13日）

- 報告書（案）

※ 10月を目途にとりまとめ（予定）

## 4. 構成員

- |        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 秋山 千枝子 | あきやま子どもクリニック院長・小児科医         |
| ○有村 大士 | 日本社会事業大学 准教授                |
| 市川 宏伸  | (一社)日本発達障害ネットワーク 理事長        |
| 小川 陽   | (特非)日本相談支援専門員協会 理事・政策委員長    |
| 小川 正洋  | 柏市保健福祉部 次長・障害福祉課 課長         |
| ◎柏女 霊峰 | 淑徳大学 教授                     |
| 加藤 正仁  | (一社)全国児童発達支援協議会 会長          |
| 菊池 紀彦  | 三重大学 教授                     |
| 北川 聡子  | (公財)日本知的障害者福祉協会 副会長         |
| 末光 茂   | (一社)全国重症心身障害日中活動支援協議会 会長    |
| 高橋 朋生  | 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課 課長  |
| 田中 聡一郎 | 駒澤大学 准教授                    |
| 又村 あおい | (一社)全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事・事務局長 |
| 山川 雅洋  | 大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課 課長      |

◎座長、○座長代理

(五十音順・敬称略)